

国立大学法人 北見工業大学と北見市との包括的連携に関する協定書

国立大学法人 北見工業大学（以下、「甲」という。）と北見市（以下、「乙」という。）は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の文化、教育、まちづくり等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携により、地域の課題に適切に対応し活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域づくり・まちづくりの推進に関する事
- （2）学術振興、国際交流、教育及び人材の育成に関する事
- （3）産業振興など地域経済の発展に関する事
- （4）環境保全及び防災対策の推進に関する事
- （5）その他前条の目的を達するために必要な事項に関する事

（連携協議会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携協議会を設置する。

2 連携協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（実施の方法）

第4条 甲と乙は、個別の連携事項については、それぞれ担当する部署が協議して行うものとする。

2 連携協力するにあたり、施設設備の利用等について、互いに便宜を図るものとする。

3 連携協力に関する経費の負担については、個別の事項ごとに双方が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期限は、平成32年3月31日とする。ただし、協定の有効期限満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも特段の申し入れがないときは、更に1年更新するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年6月12日

（甲）国立大学法人

北見工業大学長

高橋信夫



（乙）北見市長

櫻田真人

